松戸市納税通知書送付用封筒広告掲載要領

（趣旨）

第１条 この要領は、本市納税通知書送付用封筒（以下「封筒」という。）に、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、松戸市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第２条 広告の掲載者（以下「掲載者」という。）の募集は、公募により行う。

（広告掲載の申込み）

第３条 広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、松戸市広告掲載申込書（要綱第１号様式）に掲載しようとする広告の原稿案及び申込者の事業内容が記載された書類を添付して、持参又は郵送等の方法により、市長に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定等）

第４条 市長は、前条の申込みがあったときは、内容を審査して広告掲載の可否を決定し、その結果を松戸市広告掲載申込結果通知書（要綱第２号様式）により、申込者に通知するものとする。

２　市長は、申込者が複数の場合は、松戸市納税通知書送付用封筒広告掲載審査基準（以下「基準」という。）に適合した者の中から広告掲載料（以下「掲載料」という。）が最も高い申込者を掲載者として決定するものとする。ただし、掲載料が同額の場合は、市長が抽選の方法により掲載者を決定する。

（掲載料の納入）

第５条 掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により掲載料を一括して市に納入しなければならない。

（広告原稿の作成等）

第６条 広告の作成は、掲載者の責任において掲載原稿を作成するものとする。ただし、版下作成経費及び印刷経費は松戸市が負担するものとする。

（広告掲載）

第７条 広告掲載は、納税義務者に対する封筒の送付をもって行うこととし、封筒の送付時期は市長が別に定めるものとする。

（掲載者の責任）

第８条 掲載者は、広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。

（禁止行為）

第９条 掲載者は、市長が掲載者として不適切と認める行為を行ってはならない。

（取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１） 指定期日までに原稿が提出されないとき。

（２） 指定期日までに掲載料が納付されないとき。

（３） 広告内容が、基準の規定に反すると認められるとき。

（４） 掲載者が掲載者の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

（５） 前条に規定する禁止行為を行ったとき。

（６） その他広告を掲載することが適切でないとき。

２　前項の場合において市に損害が生じたときは、市は、掲載者に対しその賠償を求めることができる。

（還付）

第11条 封筒の実送付数が予定送付数を下回った場合の既納の掲載料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成２２年7月１日から施行する。

この要領は、令和５年９月１日から施行する。